

海外事業におけるリスクマネジメント と貿易保険の活用

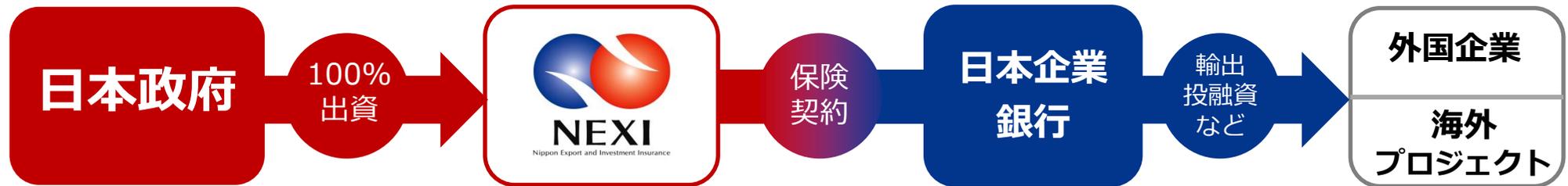
株式会社日本貿易保険



1.日本貿易保険（NEXI）について

- 日本企業の海外ビジネスをサポートする保険制度としてこれまで約70年の実績を有する。
- 1950年の制度発足以来、政府（経済産業省）が運営してきたが、2001年よりNEXIが運営。
- 戦争や災害といった政治・経済の情勢による**非常危険**と、取引先の倒産・不払いといった**信用危険**をカバー。

【貿易保険の制度イメージ】



名称	株式会社 日本貿易保険 (NEXI: Nippon Export and Investment Insurance)
沿革	・ 2001年4月に経済産業省100%出資の独立行政法人として設立。 ・ 2017年4月より 政府100%出資の特殊会社として株式会社化
事務所	東京、大阪、パリ事務所、ニューヨーク事務所、シンガポール支店
役職員数	262名 (2024年4月1日)
資本金	1,693億5,232万4,369円 (全額政府出資)
事業内容	貿易保険事業
ホームページ	https://www.nexi.go.jp



2.貿易保険について 貿易保険とは

- 非常危険、信用危険を原因として、貨物を船積できないこと、貨物代金が決済されないこと、投資先が事業不能となることなどにより受ける損失をカバーする「**取引の保険**」。

事故事由

- 為替取引の制限・禁止、**輸入制限**・禁止
- 戦争、内乱、革命、テロ行為
- 支払国に起因する外貨送金遅延
- 制裁的な高関税
- 収用
- 国連又は仕向国以外の国の経済制裁
- 自然災害、その他、契約当事者の責によらない事態

非常危険

- 契約相手方の破産、破産に準ずる事由
- 契約相手方の3カ月以上の不払い
(※商品に対するクレーム等、輸出者に責ある場合を除く)
- 外国政府等を相手方とする輸出契約等の船積前の一方的キャンセル
(※民間バイヤーの船積前の一方的キャンセルは、対象外)

信用危険

事態発生

てん補(カバー)する損失

- ・貨物を**船積できないこと**による損失(輸出)
- ・代金を**回収できないこと**による損失(輸出)

- ・出資金が**毀損すること**による損失(投資)
※非常危険のみてん補

第二次トランプ政権による関税引上措置(2025年2月公表)への対応

米国政府による関税引き上げ措置に関する保険契約上の取扱いについて



2月12日 武藤経済産業大臣記者会見

想定される保険事故の例

- 関税の大幅引き上げを理由に、引渡前に米国のバイヤーから契約をキャンセルされる。

2025年2月12日

株式会社日本貿易保険

日頃より、各種貿易保険商品をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

米国政府が、2025年2月10日付で輸入関税の引き上げ措置を公表いたしました。米国政府による新たな輸入関税措置によりお客様のお取引への影響が予想されますので、貿易保険契約上の取扱いについてお知らせいたします。

(1) 貿易一般保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険

2025年2月10日付で公表のあった鉄鋼とアルミニウムに対する2.5%の輸入関税措置は、対象製品の米国への輸入の制限を目的としたものであると認められる場合、「仕向国において実施される輸入の制限又は禁止」のてん補事由に該当します。そして、それ起因して以下の事由が発生した場合の損失はカバーの対象となります。

なお、輸入関税引き上げ措置の公表日(2025年2月10日)以前に保険責任が開始している保険契約が対象となります。

- 船積不能 ※簡易通知型包括保険は船前オプションを選択している場合
- 代金回収不能
- 輸送費用(滞船料等)の増加 ※増加費用保険のてん補がある場合

(2) 中小企業・農林水産業輸出代金保険

2025年2月10日付で公表のあった鉄鋼とアルミニウムに対する2.5%の輸入関税措置は、対象製品の米国への輸入の制限を目的としたものであると認められる場合、「仕向国において実施される輸入の制限又は禁止」のてん補事由に該当します。そして、それ起因して以下の事由が発生した場合の損失はカバーの対象となります。

なお、輸入関税引き上げ措置の公表日(2025年2月10日)以前に保険責任が開始している保険契約が対象となります。

- 代金回収不能

2月12日 NEXI HPリリース

**今回のトランプ関税措置は「輸入制限」に該当すると判断。
⇒保険金支払いの対象に**

※措置発表前に保険責任が開始していた取引に限る

<輸出保険スキーム>

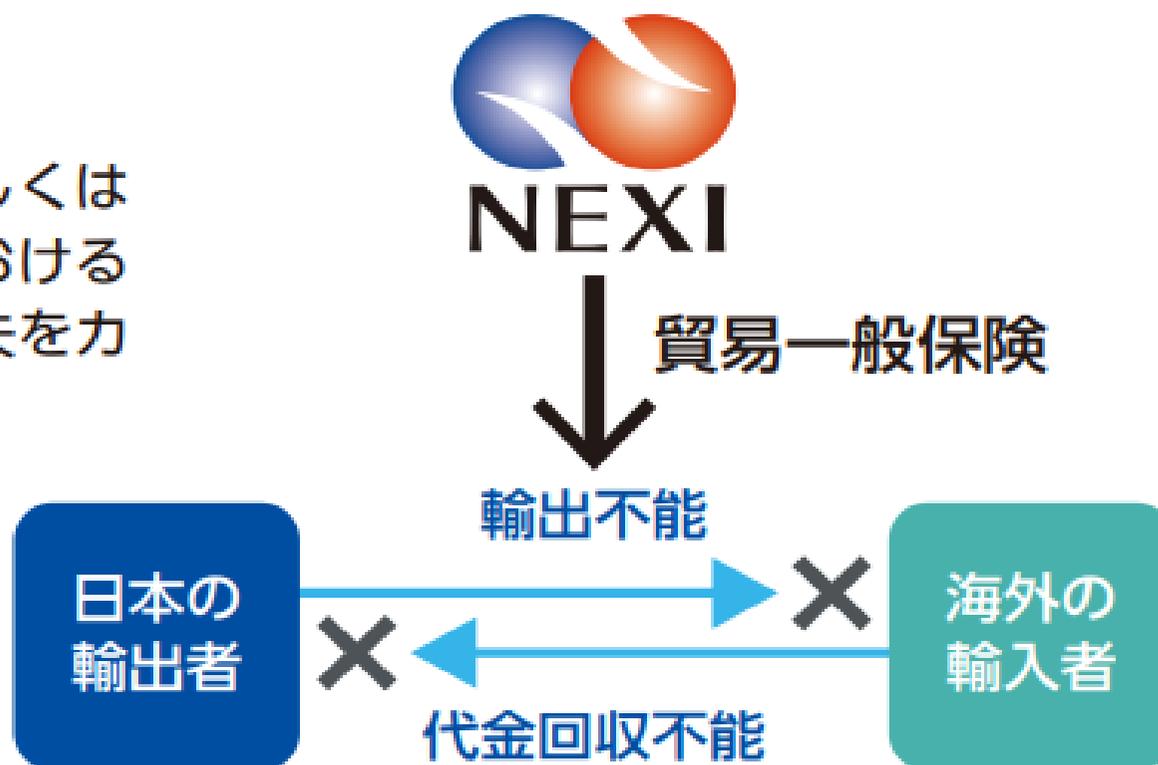
輸出等に関する保険

非常危険

信用危険

貿易一般保険

輸出不能又は輸出後若しくは外国への技術提供後における代金回収不能による損失をカバーします。



3.輸出保険

貿易一般保険（個別）・中小企業・農林水産業輸出代金保険＜料率＞



仮定条件	相手国	バイヤー格付	決済条件	輸出金額
	中国	EF格	T/T 船積後60日	100万円

貿易一般保険（個別）

保険料（一契約ごと）
契約金額の
1.293%
契約金額100万円の場合
12,930円

最低保険料10,000円

**中小企業・農林水産業
輸出代金保険**

保険料（一契約ごと）
契約金額の
0.824%
契約金額100万円の場合
8,240円

最低保険料3,000円

* こちらの保険料率は、一例です。諸条件により変動します。



保険料は概ね契約金額の1%
（上記保険料で売掛金の90%or95%までカバー！）

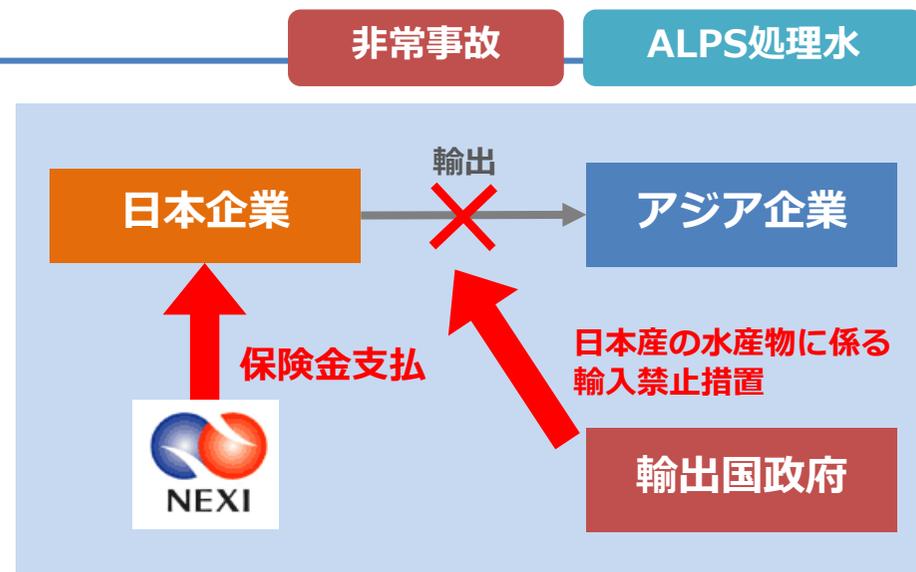
<輸出保険が利用されるパターン・タイミングの主な6つの例>

- **類型1**
新規海外バイヤーと後払いで取引を行う
- **類型2**
これまで間接輸出または前金100%で輸出していたが、商流拡大のため後払いに変更。
- **類型3**
取引しているバイヤーのカントリーリスクが高まった
- **類型4**
平時は少額なのでリスクヘッジなしで取引しているが、この度大型の引合が来た
- **類型5**
現在取引している海外バイヤーの売掛債権が焦げ付き、泣き寝入りを経験
- **類型6**
バイヤーからL/C（銀行の支払い保証）なしでの取引を求められた

3.輸出保険 支払事例

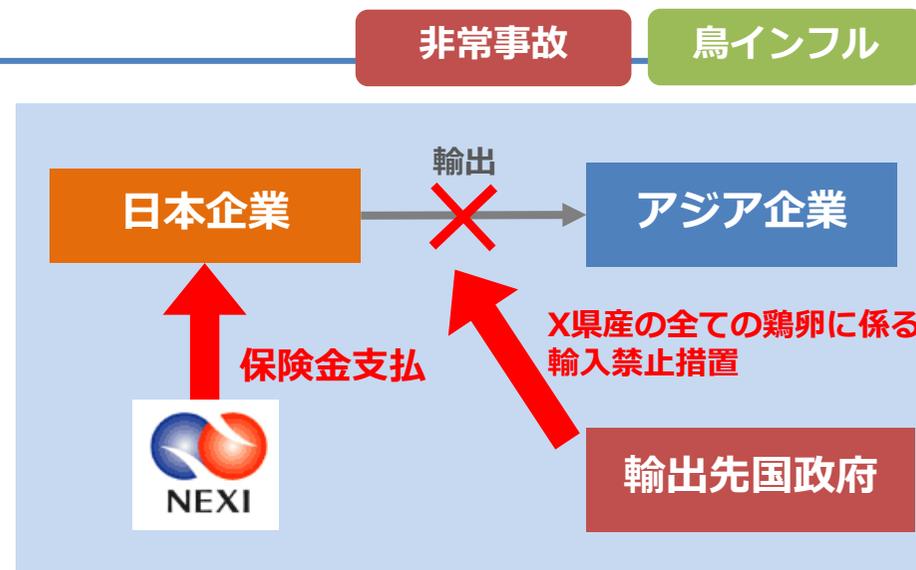
輸出先国の輸入禁止措置による輸出不能 <輸出保険>

- 日本企業B社は数年前から継続的にアジア企業との間で水産物の輸出取引を行っている。
 - しかし、2023年8月の福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出決定を契機として、輸出国政府が日本の水産物に係る水産物禁輸措置を実施したため、輸出が不可能となった。
- ⇒ NEXIは輸出不能によって生じた損失につき、保険金を支払った。



輸出先国の輸入禁止措置による輸出不能 <輸出保険>

- 日本企業C社は、アジアの企業との間で、X県産鶏卵の輸出取引を継続的に行っていた。しかし、X県の特定地域で鳥インフルエンザが発生。
 - C社の農場は鳥インフルエンザが発生した地域からは離れた場所にあったことから、日本の規制下では輸出可能であったが、輸出先国政府がX県産の全ての鶏卵に対し輸入禁止措置を実施したため、輸出が不可能となった。
- ⇒ NEXIは輸出不能によって生じた損失につき、保険金を支払った。



<保険のみならず・バイヤー情報もご活用ください！>

1. 輸出相手先のバイヤー格付（NEXIが独自で出している企業財務状況の格付）が確認できます

★弊社が有している世界各国**2万社**を超えるバイヤー情報から、輸出相手先のバイヤー格付を検索できます。

2. 新規バイヤー格付通算8件無料サービス

★データベースに登録されていない相手先の格付を知りたい場合には、中小企業・農林水産事業者であれば**通算8件まで無料**となります。

⇒通常、民間企業が海外バイヤーの信用調書を取得しようとするすると3~4万円/件が発生する。精緻な財務情報が知りたい場合には民間調査レポートが効果的だが、バイヤー選定など事前段階での活用であればNEXI無料サービスが効率的。



ご清聴ありがとうございました。

本店

輸出保険部 お客様相談窓口

TEL : 0120-671-094

Mail : sme-support@nexi.go.jp

大阪支店（福井、岐阜、愛知 以西）

お客様相談窓口

TEL : 0120-649-818

Mail : sme-support-osaka@nexi.go.jp